

### 13 市町村民税及び固定資産税の税率等別市町村数調（令和2年度）

#### (1) 市町村民税所得割

区 分	標準税率 未 満	標準税率 (6%又は8%)	超過税率	合 計	ほか不均一 課税団体
市 町 村 数	2	1,738	1	1,741	—
構 成 比	0.1%	99.8%	0.1%	100.0%	—

(注) 1 「市町村民税の税率等に関する調」(令和2年4月1日現在)による。

(注) 2 東京都特別区は、特別区ごとに1団体として計上している。

(注) 3 令和2年4月1日現在の所得割超過税率採用団体  
豊岡市6.1%(平成21年度から)

(注) 4 令和2年4月1日現在の所得割標準税率未満採用団体  
名古屋市7.7%(平成24年度より5.7%としていたが、平成30年度より県費負担教職員制度の見直しに伴う税源移譲分2.0%上乗せ)  
田尻町5.4%(平成29年度から)

#### (2) 市町村民税個人均等割

区 分	標準税率 未 満	標準税率 (3,500円)	超過税率	合 計	ほか不均一 課税団体
市 町 村 数	2	1,737	2	1,741	—
構 成 比	0.1%	99.8%	0.1%	100.0%	—

(注) 1 (1)の(注)1、2に同じ。

(注) 2 令和2年4月1日現在の均等割超過税率採用団体  
横浜市4,400円(平成21年度から) 神戸市3,900円(令和元年度から)

(注) 3 令和2年4月1日現在の均等割標準税率未満採用団体  
名古屋市3,300円(平成24年度から) 田尻町3,200円(平成29年度から)

#### (3) 市町村民税法人税割

区 分 団体区分	標準税率 (6%)	超 過 税 率					小 計	不均一課税 団体	合 計
		6.1% ～6.8%	6.9% ～7.6%	7.7% ～8.3%	8.4%				
人口50万以上の市	2	—	—	—	5	5	20	27	
人口5万以上 50万未満の市	86	4	8	3	236	251	150	487	
人口5万未満の市	66	5	5	1	180	191	21	278	
町 村	550	6	9	16	317	348	28	926	
合 計	704	15	22	20	738	795	219	1,718	
構 成 比	41.0%	0.9%	1.3%	1.2%	43.0%	46.3%	12.7%	100.0%	

(注) 1 (1)の(注)1に同じ。

(注) 2 法人税割は、都が都民税として徴収しているため東京都特別区は含まれない。

#### (4) 市町村民税法人均等割

##### (イ) 法第312条第1項第1号の法人

区 分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (50,000円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団体	合 計
			50,100円～ 54,900円	55,000円～ 57,900円	58,000円～ 59,900円	60,000円			
人口50万以上の市	—	21	1	—	—	5	6	—	27
人口5万以上 50万未満の市	—	363	—	1	—	123	124	—	487
人口5万未満の市	—	200	—	—	—	78	78	—	278
町 村	—	754	—	1	—	171	172	—	926
合 計	—	1,338	1	2	—	377	380	—	1,718
構 成 比	0.0%	77.9%	0.1%	0.1%	0.0%	21.9%	22.1%	0.0%	100.0%

(注) 1 (1)の(注)1に同じ。

(注) 2 法人均等割は、都が都民税として徴収しているため東京都特別区は含まれない。

## (ロ) 法第 312 条第 1 項第 2 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (120,000 円)	超 過 税 率					小 計	不均一課税 団体	合 計
			120,100 円～ 131,900 円	132,000 円～ 138,900 円	139,000 円～ 143,900 円	144,000 円				
人口 50 万以上の市	—	21	1	—	—	5	6	—	27	
人口 5 万以上 50 万未満の市	—	356	—	2	—	129	131	—	487	
人口 5 万未満の市	—	200	—	—	—	78	78	—	278	
町 村	—	754	—	1	—	171	172	—	926	
合 計	—	1,331	1	3	—	383	387	—	1,718	
構 成 比	0.0%	77.5%	0.1%	0.2%	0.0%	22.3%	22.5%	0.0%	100.0%	

(注) (イ)の(注)に同じ。

## (ハ) 法第 312 条第 1 項第 3 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (130,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団体	合 計
			130,100 円～ 142,900 円	143,000 円～ 149,900 円	150,000 円～ 155,900 円	156,000 円			
人口 50 万以上の市	—	20	1	—	—	6	7	—	27
人口 5 万以上 50 万未満の市	—	356	—	1	—	130	131	—	487
人口 5 万未満の市	—	200	—	—	—	78	78	—	278
町 村	—	754	—	1	—	171	172	—	926
合 計	—	1,330	1	2	—	385	388	—	1,718
構 成 比	0.0%	77.4%	0.1%	0.1%	0.0%	22.4%	22.6%	0.0%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

## (ニ) 法第 312 条第 1 項第 4 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (150,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団体	合 計
			150,100 円～ 164,900 円	165,000 円～ 173,900 円	174,000 円～ 179,900 円	180,000 円			
人口 50 万以上の市	—	20	1	—	—	6	7	—	27
人口 5 万以上 50 万未満の市	—	356	—	1	—	130	131	—	487
人口 5 万未満の市	—	200	—	—	—	78	78	—	278
町 村	—	754	—	1	—	171	172	—	926
合 計	—	1,330	1	2	—	385	388	—	1,718
構 成 比	0.0%	77.4%	0.1%	0.1%	0.0%	22.4%	22.6%	0.0%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

## (ホ) 法第 312 条第 1 項第 5 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (160,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団体	合 計
			160,100 円～ 175,900 円	176,000 円～ 184,900 円	185,000 円～ 191,900 円	192,000 円			
人口 50 万以上の市	—	20	1	—	—	6	7	—	27
人口 5 万以上 50 万未満の市	—	353	—	1	—	133	134	—	487
人口 5 万未満の市	—	200	—	—	—	78	78	—	278
町 村	—	754	—	1	—	171	172	—	926
合 計	—	1,327	1	2	—	388	391	—	1,718
構 成 比	0.0%	77.2%	0.1%	0.1%	0.0%	22.6%	22.8%	0.0%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(へ) 法第 312 条第 1 項第 6 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (400,000 円)	超 過 税 率					小 計	不均一課税 団体	合 計
			400,100円～ 439,900円	440,000円～ 463,900円	464,000円～ 479,900円	480,000円				
人口 50 万以上の市	—	20	1	—	—	6	7	—	27	
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	353	—	1	—	133	134	—	487	
人口 5 万未満の市	—	200	—	—	—	78	78	—	278	
町 村	—	754	—	1	—	171	172	—	926	
合 計	—	1,327	1	2	—	388	391	—	1,718	
構 成 比	0.0%	77.2%	0.1%	0.1%	0.0%	22.6%	22.8%	0.0%	100.0%	

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ト) 法第 312 条第 1 項第 7 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (410,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団体	合 計
			410,100円～ 450,900円	451,000円～ 474,900円	475,000円～ 491,900円	492,000円			
人口 50 万以上の市	—	20	1	—	—	6	7	—	27
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	353	—	1	—	133	134	—	487
人口 5 万未満の市	—	200	—	—	—	78	78	—	278
町 村	—	754	—	1	—	171	172	—	926
合 計	—	1,327	1	2	—	388	391	—	1,718
構 成 比	0.0%	77.2%	0.1%	0.1%	0.0%	22.6%	22.8%	0.0%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(チ) 法第 312 条第 1 項第 8 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (1,750,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一 課税団体	合 計
			1,750,100円～ 1,924,900円	1,925,000円～ 2,029,900円	2,030,000円～ 2,099,900円	2,100,000 円			
人口 50 万以上の市	—	20	1	—	—	6	7	—	27
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	353	—	1	—	133	134	—	487
人口 5 万未満の市	—	200	—	—	—	78	78	—	278
町 村	—	754	—	1	—	171	172	—	926
合 計	—	1,327	1	2	—	388	391	—	1,718
構 成 比	0.0%	77.2%	0.1%	0.1%	0.0%	22.6%	22.8%	0.0%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(リ) 法第 312 条第 1 項第 9 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (3,000,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一 課税団体	合 計
			3,000,100円～ 3,299,900円	3,300,000円～ 3,479,900円	3,480,000円～ 3,599,900円	3,600,000 円			
人口 50 万以上の市	—	20	1	—	—	6	7	—	27
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	353	—	1	—	133	134	—	487
人口 5 万未満の市	—	200	—	—	—	78	78	—	278
町 村	—	754	—	1	—	171	172	—	926
合 計	—	1,327	1	2	—	388	391	—	1,718
構 成 比	0.0%	77.2%	0.1%	0.1%	0.0%	22.6%	22.8%	0.0%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

## (5) 固定資産税

区 分 団体区分	標準税率未満			標準税率			超過課税			計		不均一 課税団体 等
	税 率	市町村数	比 率	税 率	市町村数	比 率	税 率	市町村数	比 率	市町村数	比 率	
人口50万以上の市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	28	100.0	—	—	—	28	100.0	19
人口5万以上 50万未満の市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	452	92.8	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	34	7.0	487	100.0	239
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	1	0.2			
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—			
							小計	35	7.2			
人口5万未満の市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	227	81.7	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	48	17.3	278	100.0	213
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	3	1.1			
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—			
							小計	51	18.3			
町 村	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	860	92.9	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	51	5.5	926	100.0	343
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	15	1.6			
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—			
							小計	66	7.1			
合 計	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	1,567	91.2	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	133	7.7	1,719	100.0	814
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	19	1.1			
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—			
							小計	152	8.8			

(注) 1 (1)の(注)1に同じ。

2 東京都特別区は、1団体として計上している。

3 比率は、各項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。